

公布された規則のあらまし

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 21 号）

- 1 スポーツ課、障害福祉課、新産業・基礎科学課、流通課、森林整備課及び港湾課の分掌事務の一部を改めることとした。（第 7 条の 2 ～ 第 9 条、第 11 条及び第 12 条関係）
- 2 農林水産商工本部に企業立地統括監を置くことができることとするとともに、統括本部の総合防災統括監を廃止することとした。（第 18 条関係）
- 3 健康福祉本部に歯科医療総括監を置くことができることとした。（第 19 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 6 佐賀県公有財産規則ほか 3 規則について、所要の改正を行うこととした。